

武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市立小中学校に在籍する児童及び生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（以下「ファーストスクール」という。）では体験し難い総合的な体験学習活動を行うセカンドスクールを実施することにより、次に掲げる目標を達成することを目的とする。

- (1) 豊かな自然並びに地域の特性を生かした学習材及び学習方法を工夫することを通し、子どもたち一人一人が課題解決的な学習を進めることにより、ファーストスクールにおける学習と相まって学習成果を高めること。
- (2) 自然体験、農林漁業体験、共同生活体験等の多様な体験学習活動並びに多くの人々との出会い及び交流を通し、子どもたちの個性豊かな人間的成長を図ること並びに自立に必要な知識及び技能を身に付けさせるとともに、それらを生かし自ら創意工夫する態度を育てること。
- (3) 恵まれた自然環境の中での長期間のゆとりある宿泊体験を通し、豊かな情操をはぐくむとともに、協調性及び連帯意識に基づく豊かな人間関係を育てること。

(実施学年)

第2条 実施学年は、小学校においては第5学年、中学校においては第1学年とする。

(活動内容)

第3条 セカンドスクールで実施する指導内容は、それぞれの実施学年の総合的な学習の時間、教科、特別活動及び道徳とし、各学校が創意をもって学習活動を計画し、実施するものとする。

- 2 武蔵野市立学校の運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により、校長は、セカンドスクールの教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(実施場所)

第4条 校長は、セカンドスクールの実施場所について、児童及び生徒にとって多様で魅力的な活動が可能であり、かつ、地域社会から協力が得られる場所を選定するものとし、委員会がこれを承認するものとする。

(指導者等)

第5条 セカンドスクールの引率及び指導には、実施学年の学級担任があたるものとし、その他の教員もファーストスクールの教育活動に支障のない範囲で引率及び指導を行うものとする。

- 2 教員の指導補助として学習指導員又は生活指導員を配置するものとする。
- 3 学習指導員は、教員の指示を受け、教材の作成、指導の補助、指導記録の整理等にあたるものとする。
- 4 生活指導員は、宿舎内外における児童及び生徒の健康、安全等生活にかかわる援助及び必要に応じた指導にあたるものとする。
- 5 セカンドスクールには、看護師を各学校1人同行させるものとし、児童及び生徒の健康管理にあたるものとする。

(費用)

第6条 セカンドスクールに要する経費については、市が負担するものとする。ただし、児童及び生徒は、教育長が別に定める食費相当額の上限の範囲内の費用を負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。